

伊勢崎市手話言語条例

言語は、他者とコミュニケーションを図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解するための言語として、尊厳をもって生きるための手段である手話を大切に育んできた。しかし、長い間、手話は言語として認められなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であると規定され、群馬県においても平成27年4月1日に群馬県手話言語条例が施行されるなど手話に対する認識が変わってきている。

伊勢崎市においては、ろう者に対する社会的理解が十分でなかった昭和31年に「伊勢崎市ろうあ協会」が結成され、「聞こえる人と変わらない普通の生活の実現」を理想に掲げ、いつでも、どこでも、誰とでも手話による意思疎通ができる地域社会を目指して、各種活動に積極的に取り組んできた。

これらの経緯を踏まえて伊勢崎市は、手話やろう者への理解の裾野を広げ全ての市民が心の絆を結び、安心して生活できる優しいふるさとの発展に力を合わせていくことを目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関する基本理念等を定めることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解、手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき実施されるものであり、手話を必要とする人の手話等による意思疎通を図る権利は最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、ろう者、手話通訳士、手話通訳者その他の手話に関わる者の協力を得て、広く市民の手話への理解を広げ、手話の普及を図り、手話を学ぶ機会等の確保に努めるなど、手話を使いやすい環境を構築するための施策を推進するものとする。

(ろう者等の役割)

第4条 ろう者及びろう者の団体は、手話への理解及び手話の普及の促進のための活動を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する手話に関する施策に

対して積極的に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第6条 教育機関、保育施設等は、手話への理解、手話を学ぶ機会及び手話に触れる機会の確保に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者との意思疎通支援について配慮するとともに、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(医療機関の役割)

第8条 医療機関の開設者は、ろう者との意思疎通支援について配慮するとともに、手話通訳者の同席に対する理解に努めるものとする。

(県との連携及び協力)

第9条 市は、手話への理解、手話の普及その他手話を使いやすい環境の整備に当たって、県と連携し、協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第10条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話を使うことができる環境整備に関する施策

(4) 手話による意思疎通支援者のための施策

(災害時の対応)

第11条 市は、災害時において、ろう者に対し、手話通訳者の派遣その他情報の取得及び意思疎通の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保)

第12条 市は、第10条に規定する施策を推進するため、必要な人材の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、第10条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。